

作成年月日	令和3年4月26日
作成部局課室名	健康福祉部障害福祉局いのち対策室

兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画の特色

- 1 位置づけ
ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条に規定される県計画（対策の指針）
- 2 対象期間
2021 年度から 3 年間（2023 年度まで）
- 3 目 標
ギャンブル等依存症で苦しむことのない、安心できる社会の実現
- 4 計画の特色（検討委員会での意見を反映した主な事項）
 - (1) ギャンブル依存症は、「否認の病」と言われており、本人及び社会に「病気」であることの認識が乏しく、広く周知することを対策の第一歩とした。
 - 行政関係者、医療関係者、福祉関係者、法律家等であっても、ギャンブル依存は、「個人の嗜好」や「自己責任の問題」と認識している者が多い
 - (2) ギャンブル依存症は、本人が問題や病気であることを認めないまま進行し、再発する恐れもあることから、「予防」～「発症」～「進行」～「再発」の各段階で対策を実施するシームレスな支援体制を整えることを重視した。
 - 県計画では、「予防」から一連の対策として実施。国計画では、「発症」、「進行」及び「再発」の各段階で実施
 - (3) 目標として「ギャンブル等依存症で苦しむことのない、安心できる社会の実現」を掲げ、県及び関係機関が実施する具体的な取り組みを取りまとめた。
 - 厚生労働省や消費者庁によるギャンブル等の実態調査が未実施の現段階においては、数値目標値を定めることは困難。
 - (4) 「借金をしてまでギャンブルをする（したい）」は、依存症に陥る強い兆候であり、このタイミングで支援につなげることが重要とした。
 - 競馬場やパチンコ店に、家族会主催の相談会の募集チラシやポスターを設置するなどの「真」の連携を実施する。検討会の中で合意し、既に実施済み。
 - (5) 県内の公営競技やぱちんこ等の実施にかかる事業者（関係事業者）の取組を記載し、より実効性のある計画としました。
 - ギャンブル等を主催する側との連携・協力を進めることで、効果的な対策の実施が可能
- 5 計画の構成
 - 第 1 章 基本的な考え方
計画の趣旨、位置づけ、基本理念、現状と課題、目標、推進体制など
 - 第 2 章 県の取組（関係機関との連携によるものを含む）
予防・普及啓発、ギャンブルの制限、治療・相談等支援、社会復帰支援など
 - 第 3 章 関係事業者（競馬組合、遊技業協同組合等）の取組
広告・宣伝、アクセス制限、相談・治療、人材養成等の体制整備
 - 第 4 章 今後の重点的な取組
正しい理解の促進、地域ネットワークの構築、実態把握

「兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画」策定の骨子

第1章 ギャンブル等依存症対策推進計画及び対策の基本的な考え方

1 兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画の基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

ギャンブル等依存症は、①依存症者本人が問題があること、病気であることを認めない（「否認の病」と言われている。）②関係機関の連携体制が乏しい、③支援に関する情報が得にくいなど、本人とその家族が必要な治療及び支援に結びつき難い現状がある。

このことから、ギャンブル等依存症に関する関心と理解を深め、行政機関、医師等も含めた広く県民の意識を変えていく必要がある。

ギャンブル等依存症に対する正しい理解を促進し、関係機関の連携体制の構築を進め、**県民の健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定する。**

(2) 位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）（以下、「基本法」という。）第13条に基づき、**県の実情に合わせたギャンブル等依存症対策を推進するために策定**

(3) 対象期間（3箇年計画）

3箇年計画とし、情報収集、実態把握（国の実態調査など）に努め、見直しを行う。

(4) 目標

「ギャンブル等依存症で苦しむことのない、安心できる社会の実現」

(5) 推進体制

- ① ギャンブル等依存症対策推進関係機関連携会議
- ② ギャンブル等依存症対策推進庁内連絡会議

2 兵庫県ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方

(1) ギャンブル等依存症対策の対象

ギャンブル等にのめり込むことにより**日常生活又は社会生活に支障が生じている状態**（基本法第2条）と定義

(2) 対策の基本理念

- ① ギャンブル等依存症の予防、発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- ② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- ③ アルコール、薬物等依存症に関する施策との有機的な連携への配慮

(3) 対策の基本的な考え方

早期発見し支援につなげるため、関係機関のネットワークを構築する。

3 現状と課題

(1) 「ギャンブル等依存が疑われる者」の推計

【全国】H29年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）は、疫学調査を行い、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、**成人の0.8%**と推計

【兵庫県】AMEDが行った同調査を兵庫県にあてはめて算出

○ 4,490,953人×0.8%=**35,927人**と推計（兵庫県成人人口が、4,490,953人（平成27年10月1日現在））

(2) 課題

- ① 周囲の理解不足と本人の自覚がない（否認の病と言われる所以）ことから支援につながりにくい。
- ② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等に関連して生じる問題に係る関係機関の連携体制の構築が必要
- ③ 国の実態調査を参考にするとともに、県内の状況について実態把握に努める必要がある。

第2章 ギャンブル等依存症対策の県・自助グループ・民間団体等で連携する取組

区分	現 状	課 題	対策（取組）		
予 防	1 予 防 教 育 ・ 普 及	知識が県民に十分に理解されていない	正しい理解の普及啓発	シンポジウム開催や相談窓口等の周知 ★兵庫県ギャンブル等依存症問題を考えるシンポジウム	
		未成年者や青少年向けの啓発を国の資料を活用して周知	不断に啓発を推進するため、関係機関との連携強化	未成年や青少年向けの周知の継続	
		新学習指導要領の保健体育科の指導内容に、新たに精神疾患に関して記載	教員への理解を促進するとともに、参考資料を整備	教育現場と関係機関の連携構築	
		日本貸金業協会等が実施している「貸付自粛制度」の利用促進	ギャンブル等依存症対策の一つとして、当該制度が必要な方への周知が必要	本人、家族、支援団体等への当該制度の周知	
		民間団体等による啓発シンポジウムやイベント等の実施	—	民間団体等と関係団体の連携・協力による効果的な実施	
発 症 ・ 進 行 の 充 実	2 姦 製 の	違法な賭博等の取締り実施	賭博事犯の発生及び巧妙化	取締り強化、違法なギャンブル等の排除	
		3 支 援 の 充 実	「ひょうご・こうべ依存症対策センター」の設置（平成30年1月開設）	利用しやすい相談機関としての認知	チラシ、HP等を活用した認知度の向上と関係機関との連携強化
			家族等の生活に対しても多大な支障の発生	正しい知識、治療及び支援に関する情報等が得にくい	家族教室や研修会等の実施 ★ギャンブル等依存症問題を抱える家族研修会
			児童虐待やDVに隠れたギャンブル等依存症問題の存在	潜在的なギャンブル等依存症者等の早期発見、適正介入のため、こども家庭センター・女性家庭センター職員への周知	関係機関連携会議や研修の場を通じ、知識や対応等の周知
			依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定 （依存症専門医療機関 6箇所 依存症治療拠点機関 4箇所）	新たな機関の選定を進め、治療体制の強化を図るとともに、選定機関の県民への周知促進	治療等の指導者養成研修の開催、国研修等への参加支援
ケースワーカー（生活保護担当者）の研修への参加	相談機関や医療機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性	研修会等を実施し、連携体制の強化を促進 生活保護査察指導員研修会での周知			
自助グループ、民間団体等のミーティングや相談会の実施	自助グループ、民間団体等との連携強化	自助グループ、民間団体等の取組との連携体制構築			
再 発	4 社 会 復 帰 支 援	生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談を中心に支援	生活困窮者自立支援法に基づく支援員が、ギャンブル等依存症の知識等の習得	生活困窮者へ適切な支援、地域の支援機関との連携	
		（再掲）日本貸金業協会等が実施している「貸付自粛制度」の利用促進	ギャンブル等依存症対策の一つとして、当該制度が必要な方への周知が必要	本人、家族、支援団体等への当該制度の周知	
		多重債務問題（重症者）相談窓口との連携	県消費生活総合センターとの連携体制の強化	弁護士会等の関係機関との連携の仕組みづくり 各種研修や 情報交換の場 を通じた知識や対応等の周知	
		民間団体等による情報及び必要な支援の提供	—	民間団体等と関係団体の連携・協力による効果的な実施	

第3章 ギャンブル等依存症対策の関係事業者の取組

事業者	項目	広告・宣伝の在り方	アクセス制限	相談・治療の取組	依存症対策体制整備
日本中央競馬阪神競馬場 ・ 兵庫県競馬組合	現状	射幸心をあおらない	本人又は家族が望む場合、入場制限の実施	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター設置、周知	職員に対し、精神科医を講師とした研修
	課題	射幸心をあおらない 未成年の購入抑止	入場者制限を確実に把握する体制維持	相談が必要な人に応じた利用の促進、周知	研修内容の充実、人材確保、養成等
	対策	メディアの基準を参考に注意喚起の継続	場内巡回数の増加等により、確実な制限実施	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター積極的な周知	職員等に対する継続的な研修実施
尼崎市モーターボート競走場	現状	射幸心をあおらない	入場制限対応ガイドラインの策定	相談窓口の明示・周知、依存症の担当者配置、支援センター設立	ギャンブル等依存症担当者の配置、研修実施、マニュアル整備
	課題	広告・宣伝の指針の策定	制度の認知度が低い	相談体制の更なる強化	依存症担当以外の従業員に対する研修
	対策	H31年度から、メディアの基準を参考に全国的な指針策定に着手	制度の認知度を高めるため、周知方法の見直し、新たな入場管理方法の調査研究	相談・治療機関との緊密な連携に努め、依存症対策の検討に活用	初任者の担当者への研修充実
兵庫県遊技業協同組合	現状	風営適化法に基づき 広告・宣伝の自主規制	1日の使用上限金額を申告する「自己申告プログラム」の普及	ばちんこ依存問題の相談機関加バーサポート・ネットワーク設置、広報・周知	安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置
	課題	ばちんこ依存問題の発生抑止となる指針策定	プログラム導入店舗数の拡充	適切に対応できる体制確保	アドバイザーの増加、適切な活動の実施
	対策	ばちんこへの依存防止対策に係る実施規定により、 広告・宣伝に取り組む	自己申告・家族申告プログラムの普及に向けた取組 検討、出玉規制強化	相談体制・機能の充実・強化への支援実施	アドバイザーの運用の改善方策について、検討・実施
その他	○県内に場外車券売場のある「競輪」、「オートレース」について、同様の対策を検討要請 ○賭け麻雀、賭けゴルフ、野球賭博など違法な賭博について、ギャンブル等依存症との関係把握 ○カジノを含む統合リゾート（IR）の誘致が進められている。今後、カジノを含めた検討が必要				

第4章 今後の重点的な取組

(1) ギャンブル等依存症に対する正しい理解の促進

ギャンブル等にのめり込んだ者に対し、自己責任であるとの認識が根強いこと、「否認の病」と言われるように本人の自覚がないことからギャンブル等依存症は支援につながりにくい、このため精神疾患であることの認知を広める必要がある。

事業名：ギャンブル等依存症問題啓発シンポジウムの開催など

(2) 地域支援ネットワークの構築

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のそれに関連して生じる問題が広く存在する。その対策を講じるには、関係機関の連携体制の構築が必要不可欠である。

事業名：ギャンブル等依存症対策推進関係機関連携会議の開催など

(3) ギャンブル等依存症問題の実態把握

現時点では、国の策定した基本計画においても、今後、実態把握に努めることが記載されているように、その実態把握が必ずしも十分ではない。このため、国の実態調査を参考にするとともに、県内の状況については、県民モニター等を活用し実態把握に努め、今後の計画の見直し時により具体的な目標設定に資する必要がある。

事業名：県民モニター調査等による実態把握など

ギャンブル等依存症対策 地域支援ネットワーク イメージ図

